

## 軍功の認定に関する若干の考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-06-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 漆原, 徹 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/530">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/530</a>

## 軍功の認定に関する若干の考察

漆原 徹

### はじめに

中世の武家社会は、封建的主従制を原則とするが、それは言うまでもなく、土地を媒介とした主従の人格的結合が前提となる。武士が合戦に参加するのは、本領の安堵と、さらに恩賞として新たな土地を給付されることを望んでいたことが大きな理由である。本稿では、合戦における軍忠の認定手続の制度的転換期について若干の考察を行いたい。

中世武家社会の合戦における軍忠の認定手続き方法については、地域の時代状況の中で様々な状況があったものと思われ、時代を通じての固定的な制度を想定することは難しいが、諸記録及び文書史料を検討すると、武士の興隆以降、戦国末期までの長い合戦の歴史の中で、大きく二回の転換点があったと思われる。すでに、軍勢催促状、着到状、軍忠状、拳状、感状などの軍事関係文書の機能的再検討と、それらの発給状況から、南北朝の初期足利政権の戦功認定手続を含む、守護大将制度の特質について明らかにしてきた<sup>1)</sup>。そこで本稿では、検証する時代を平安から戦国期として、軍忠の認定方法で原則必要とされた首級の取得と証人制度を中心に検討し、その転換点について指摘したい。

### 1. 戦功の認定

#### 1.1. 手 負

中世の武家社会における軍忠として、武士たちが申告する軍忠状に記載されるのは、①討死、②手負い、③分捕り、生捕り、④先懸、などが多数を占めている。他にも乗馬の損失、敵旗の分捕りなど多様な内容が記されているが、主要な軍功と認識されていたのは以上の四つとみられる。

暦応元年十一月二十一日、筑前の國の御家人朝町孫太郎入道は、嫡子彦太郎光世が合戦での受傷が原因で死去したことを文書に認めて上申した。死去した嫡子彦太郎光世は、同月三日の八代黒鳥における官方菊池勢との合戦で肩先の受傷が原因で、治療の甲斐なく亡くなったのである<sup>2)</sup>。九州宗像神社に今に残るその軍忠状は次のようにいう。

筑前國御家人朝町孫太郎入道禪惠謹言上、

去十月、菊池禰方原合戦之刻、中間太郎男被疵<sup>左肩</sup>、同十一月三日、八代黒鳥合戦時、子息彦太郎光世被疵<sup>肩先</sup>、同中間次郎男<sup>射疵高</sup>、遂實檢畢、然歸國後光世令死去上□、欲預御判子細事、

右、□□青木掃部助見知之間、立申證人□、然<sup>(歸國之後)</sup>□□□□、依此疵、去月□□一日死去上者、早為預御判、粗々言上如件、

曆應元年十二月 日  
(少武頼尚)  
承 了 (花押)

(宗像神社文書)

この軍忠状では、嫡子彦太郎を失った父孫太郎入道が、十一月三日の八代合戦で既に提出済みだった嫡子の負傷を申告した軍忠状について証判を受けていたが、改めてもう一度息子の戦病死を討死として認められるように再提出した経緯が明瞭に記述されている。これはいうまでも軍忠としては、「手負」より「討死」が重視されていたからに他ならない。またもう一点重要な点は、この経緯について証人を立てていることである。おそらく朝町彦太郎光世と同所で合戦して、その負傷を見知っていた青木掃部助を証人として申告したものであろう。青木は、初度の手負の軍忠申請で戦功認定の証人としてたてた人物に相違ない。討死は軍忠として最も高く評価され、それは討死の勲功によって恩賞を給付している下文<sup>3)</sup>が多く存在することからも明らかである。

軍忠状に現れる負傷の種類としては、当時の合戦で用いられた武器による受傷から、刀剣から受ける切疵と、弓射による射疵。そして鎌倉末期から次第に戦場で使用されるようになる鎧<sup>4)</sup>の刺突による突疵、さらには、飛礮による打撲傷などが軍忠状の記載から確認できる。しかしながら、申請者の興味は、認定にあたる軍奉行がより大きな軍忠として認めるかどうかにあるため、傷の種類を記さない場合も多い。特に重要なのは、討死の軍忠は絶対なので、敵がどのような武器を用いたために討死したかを記すことは殆どないことである。軍忠状に記載された負傷の原因を分析して矢疵が多いという分析から、中世の合戦は遠戦、つまり刀剣での斬撃戦ではなく、弓矢を使用する間合いをとった遠戦が多かったという意見がある<sup>5)</sup>。討死の死亡原因は記されていないことから、矢疵で死亡したのか斬られて死亡したのかは分からない。先に示した朝町光世の例は、後日死去して父が再申請し、他に射疵が注記されることから、太刀による受傷であったことが推定できるものである。結果的に負傷だけして合戦に生き残った武士が上申した軍忠状のみからの分析からは、弓矢による負傷が多かったことは間違いない。しかし、城攻めをはじめとする拠点確保という戦略目的がある場合は、矢軍だけで決着をつけることはできないし、何より、敵の首級を持参確認することを要求されていることを考えると、白兵戦での斬撃行為が、合戦で敵の首級を挙げる最終的な戦闘方法となることは明らかである。「矢軍」という言葉があるとおりに、兵力の損耗を嫌って弓矢による応酬に終始したこともあったに相違ない。武士から見ると、命の危険が少ない代わりに、旅費などの戦争費用を自弁して参陣して恩賞にありつけないのも困りものなのである。また、陣の後方にいて先駆けせず、矢戦ばかりで負傷もしなかったら卑怯者のそしりを受け、先祖の武名を傷つけることにもなりかねない。修験道や密教の九字護身法で知られる「臨兵闘者皆陣列在前」という呪文は、大将が従軍する将兵に対して要求する心構えとしてだけでなく、参陣する武士の自戒の言葉でもあったに相違ない。軍忠状への記載の原則は、即時型では、討死と分捕、ついで手負となり、一括申請型では、これらを日時順に記しているのが普通である。おそらく討死以外では、様々な要素が軍忠の程度を判定する際に考慮されていたと思われる。軍忠状に矢疵の記載が多いのは、本格的戦闘前の矢戦で受傷すれば、それだけで軍

忠のあかしとなった事、また、一方で負傷の状態では斬撃戦・組み打ち格闘戦に移行することを回避した結果であるといえよう。乗馬の損害、敵旗の分捕りから、敵の城郭建造物への打撃として、櫓や堀の破壊なども記される。また「先懸」も重要な戦功として考慮したといわれ、蒙古襲来の文永合戦での竹崎季長の特例が一般的なものとして理解されている。

## 1.2. 分 捕

この中で、分捕りは、倒した敵の首級と敵将の直垂、鎧・兜、太刀などを含めて持ち帰り、所属の大将の実検を受けて、相手の身分などによって戦功の程度が決まるとされる。

平安時代に新しい社会階級として武士が登場した時には、すでに闘争相手の頭部を切断して戦果の確認方法としていたことが記録類から知ることができる。『将門記』には、平将門の首級を都に送ったとされ、『陸奥話記』にも倒した敵の首級を獲得していたことが記されている。また倒して敵の首級だけでなく、身に着けていた鎧、直垂、太刀なども同時に持ち帰り、首実検の際に人定の証拠とされ、打ち取った武士に与えられたようである。また身分ある者の首級は、一定期間晒されてその罪による死が広く示されることもあった。貴族の日記にも、謀反人として殺害されたものの首級が獄門にかけられ見物したことも記載されている。首級の獲得は、広く世界にみられる戦果の確認方法で、日本独特の習慣ではない。それは、戦闘の際に生じる敵方捕虜からそれが誰であるのか確認することも可能であり、倒した敵の数を確実に知るという意味もあったと思われる。また軍忠そのものの重さにかかわることで、敵首の人定による軽重の決定である。大将または有力な部将なのか、名もなき歩卒の首なのかで軍忠の重みは決定的に変わったであろう。

『勘仲記』文永十一年十月二十九日条には次のような記事がある。

「異国賊徒責来興盛之由風聞、承前、武家辺騒動云々、或説云北条六郎併式部太夫時輔打上云々、是非未決、怖畏無極者也、」

蒙古襲来の文永の役に際して、京都に到着した最初の記録とされているものである。「式部太夫時輔」は、文永九年二月十五日に六波羅探題北方からの突然の攻撃で打ち取られたはずの六波羅探題南方北条時輔であり、『勘仲記』の記主勘解由小路兼仲は時輔が生存していたと考えていたことになる。北条時輔に関しては、『保暦間記』にも「遁テ吉野ノ奥へ立入テ行方不知」とあり、また北条氏系図の一本野津本にも、「文永九年二月十五日有事被誅畢、但戸津河城現在云々」とあって、生存の可能性は高いと考えられていたのであろう<sup>6)</sup>。これは、執権北条時宗の命を受けた六波羅探題北方北条義宗が、南方時輔を攻撃したものの、時輔の首級は確認できなかったからに他ならない。合戦に参加した武士の戦果確認も、敵の人定のための首級の取得が非常に重要なことであったことは、このような点からも明らかである。

『平治物語』には、平治の乱で、源義朝軍が六波羅へ攻勢をかける中、東三条付近で、源

氏側の斉藤別当実盛と後藤兵衛実基が、平氏側の騎馬武者二騎を射落とした後で、その首をどうするか思案する場面が描かれている<sup>7)</sup>。二人は、敵の首を疲れた馬に付けて携行することをためらった結果、敵の首級を捨て去ることはせず、戦さ見物の京都市民に、首をなくさないよう見張り番を頼んで戦闘を継続したのである。この合戦の一こまからは、射撃戦で敵の騎馬武者を競うように射落として、首を取りながら、それを携行することは戦闘継続に不利益と考えると、一度は捨てることに決めたこと。しかし、結局、見物人に預けるという手段をとった経緯から、後刻の恩賞決定の際には、実際に取得した首の実検が手続きとして不可欠であったことなどが読み取ることができるであろう。軍記物語ではあるが、戦功の認定に関して興味深い記述である。

武士がその戦功を確実に認めてもらうためには、倒した敵の首を取得し、それを軍奉行や大将に実検してもらうまで携行する必要がある。おなじく手柄と認められた合戦での負傷も、受傷直後に奉行人に確認してもらうことが必要とされたが、いずれも証人を必要としていたから手続きは面倒であった。このような戦功の認定方法は、この『平治物語』からも推測することができるが、合戦における戦功を認めてもらえるかどうかは、その証人確保が重要な前提であったことは間違いない。味方の誰も見ていないところで、いかに勇敢に戦っても、軍忠として認定されなかったことは後述の『蒙古襲来絵詞』の竹崎季長の従者による意見具申からも明らかである。文永の役で先駆けの勲功を認められた竹崎季長は、弘安の役ではお互いに合戦の手柄の証人に立つ約束をした武士と冑を交換して見損なうことがないように念を入れている。鎌倉末期に証判形式の軍忠状が登場しても、同所合戦の見知り証人の名前を記載することは必要であったことは明らかである。これを見継ぎ、見継がれる関係という。合戦での軍忠の認定には同所で合戦した味方の武士の目撃証言が決定的に重要な役割を果たしていた。目撃者を証人として、自ら申し立てる軍忠を証明してもらうことこそ、幕府成立以前からの武家社会での手続きであったことは間違いない。よく知られるように、合戦に参加する武士たちは、様々な色目の大鎧と直垂を身に纏い、それらが合戦での手柄の認定に重要な役割を果たしていたのである。奥州藤原氏討伐で、奥州軍の部将が生け捕りとなったが、その手柄について鎌倉軍の武士たちの間で争いが起きたときに、捕虜の証言が鎧の色目によって陳述されて手柄が確定したことが吾妻鏡に記されている<sup>8)</sup>。一例として、南北朝初期の足利方の武士は、纈纈の直垂を着用する敵方の武士一騎を馬上から切り落としたことを軍忠状で申告している<sup>9)</sup>。この場合は乱戦で名乗りを交わさなかったか、切られた側が返事をしなかったのであろう。また乗馬が葦毛なのか栗毛なのかといったことも軍忠申請する際の相手の人定のためや、自らの行動を証明するために大事な表徴であった。

## 2. 合戦見知証人

平安中期以降それに続く鎌倉期と南北朝期において、戦功認定手続きにおいて不可欠なのが証人制度である。討死以外の分捕り、手負いなどの戦功上申を軍忠状で申告する場合、必ず見知証人名を挙げているのは戦功認定手続きに不可欠制度として義務付けられていたものと判断できる。文書すなわち軍忠状による戦功上申制度が蒙古襲来を契機に整えられていった

鎌倉末期以前でも、軍記物語や吾妻鏡の記載から合戦の戦功認定は同所に合戦する味方の証言が不可欠であったことが推定される。

『保元物語』に、平清盛の軍勢にいた山田維行という武士が、鎮西八郎為朝の守る大炊御門の西門へ向かい、味方に証人に立ってくれるよう頼むが、為朝の弓勢に恐れをなして誰も立つものがなく、仕方なく自らの従者に言う。

「明日は疵の実検、軍の評定があるだろうから、山田維行が源為朝に射られた矢疵はどうか…軍の証人に立て…」この従者は、生き残って主人山田維行の証人に立つことを潔しとせず、結局主と一緒に討死してしまうが、南北朝期でも従者は主人の証人に立てないのが原則である。ここで主張されているのは、疵の実検と証人の二つの戦功認定手続きである<sup>10)</sup>。鎌倉幕府成立以前の武家社会における戦功認定の方法において、実検と証人制度が確立していたとみてよいと思われる。

次に『蒙古襲来絵詞』（以下『絵詞』と表記）から読み取ることができる戦功の認定方法についてみてみよう。竹崎季長が文永役で蒙古軍に突入している場面は有名であるが、絵の左側には蒙古軍の徒歩の将兵が、矛や弓などの武器を持って密集し、右側には矢が命中して血を流す馬に乗った竹崎季長が描かれている<sup>11)</sup>。肥後の御家人が、自らの奮戦の有様を絵師に描かせたこの絵巻物は、一人の中世に生きた武士の蒙古との合戦の有様を今に伝えるだけでなく、両軍の装備や戦いぶり、そして武士の戦功認定手続きなど実に多くの情報を得ることができる貴重な史料なのである。

蒙古襲来という大事件は、日本中世史を考える上で、大きく変化の中世の諸相の理解に不可欠な問題として理解されてきたし、武士社会の中での変化も大きなものがあつた。平安時代に刀伊の来襲という事件はあつたが、日本の武士たちも初めてとってよい異民族との大規模な戦闘であつた。

さて蒙古襲来については、文永の役で神風が吹いたかどうかについて否定的な見解が有力となり、さらに一日だけの戦いではなかったとする説が近年提起され<sup>12)</sup>、イメージも今後かなり変化する兆しを見せている。戦いとしての蒙古襲来の評価も、一騎打ちを原則とする日本軍に対して、集団戦法の蒙古軍の優勢、炸裂する榴弾の一種「てつほう」の前に乗馬を制御することすらできずに敵陣へ突入して無為に討死、などの結果として、蒙古軍に圧倒された日本軍は、水城に退却した、という戦況が常識化していた。しかしながら、近年では異なる解釈も提起され<sup>13)</sup>、蒙古軍に放火されたという箱崎宮の焼失は疑義があり、蒙古軍は宮崎宮まで侵攻できなかった、という意見があり、従来の蒙古合戦のイメージを形成してきた『八幡愚童訓』と日蓮書状の史料批判と再検討によって蒙古合戦の戦闘状況の理解に変化が起きている。中国、朝鮮側史料と合戦に参加した武士たちの残した史料、とりわけ『絵詞』を読み直す基礎的な作業によって、蒙古合戦の評価は大きく変わってきたといえよう。また蒙古軍が簡単に日本軍を撃退できたなら、なぜ内陸に追撃せずに上陸地域周辺も確保せず艦船に引き上げていたのか、という大きな疑問もある。竹崎苦戦の状況を伝える『絵詞』でも、菊池武房勢の蒙古軍撃退に続き、竹崎を救った白石通泰勢の追撃が記され、日本軍が蒙古軍に波状攻撃をかけて次々と撃退していた状況が読み取れる。従来の史料では、幕府の御

教書で、持ち場を守ると称して出戦しない武士への処罰を守護に指示したり<sup>14)</sup>、『八幡愚童訓』の記載から日本軍が敗退したとの印象が強かった。少式景資の手柄も退却指示の直後に襲撃された中での怪我の功名とされる。しかし、蒙古軍が内陸深く進攻せず艦船へ退いている事実をどうみるか今少し見直しの余地も残されているのではないだろうか。

重要資料である『絵詞』については多くの研究があり、現在では錯簡があること、後日の追記部分があること、また作者についても京都の絵師が想定されるなど検討が進んでいる<sup>15)</sup>。上陸してきたモンゴル高麗軍に対して、日本軍は博多息浜に集結していたが、その中で季長は一族の江田又太郎秀家と兜を交換して、戦場でお互いの活躍を見届ける証人としての約束を交わしたと『絵詞』冒頭に記されている。戦場に向かうまえに証人の確保をすることが当時の一般的な方法であったのだろう。しかし、その後、江田と別れ、主従五騎だけで蒙古の大軍に対して、「先懸」を逸る季長に、郎党が続く味方を待ってから合戦したほうが良い、と意見具申している。これは、「見継ぎ見継がれる」約束をした江田と分離して一手だけで敵に突入するなら証人の確保ができないだろうし、大軍に向って討死するだけという郎党の危惧であり、保元の乱に際しての山田維行の言葉と同じく証人確保の主張があることは間違いない。竹崎季長が「先懸け」の戦功を恩賞奉行安達泰盛に直訴して認められ、恩賞を与えられた経緯はよく知られている。しかし本当に竹崎季長は先懸けの勲功を認められたから恩賞をもらえたのであろうか。今少し考えてみたい。蒙古襲来絵詞には、その日の大将少式景資から、敵が内陸に侵攻してくるまで待機して一齐に馬を出して馬上から射て反撃するよう軍令があったにも関わらず、季長は待機しては戦機を逸する、と無視して主従五騎で先懸けすることを決めて進撃する。途中菊池武房の部隊が敵を撃退し敵首を掲げて引き揚げるところに出会って言葉を交わしている。前面の敵は、菊池勢に押されて二隊に分裂して退却し再集合しようと隊形を整えようとしているところに竹崎季長の五騎が突入したのである。しかし密集隊形をとる敵からの歩射により乗馬を射られ負傷者も出て危険な状況になったところで、百騎を超える肥前御家人白石通泰の部隊が後方から突入して再度敵を撃退してくれたおかげで竹崎は危地を脱したのである。白石の軍勢は『絵詞』には、騎兵が密集した隊形で騎射しつつ敵に向かう様子で描かれている。

季長が進む途中で、敵を撃退して引き揚げてきた菊池勢も部隊を維持しており、一騎打ちの日本軍が集団戦法の蒙古軍に個別に打撃を受けた、という状況は見取れない。

戦闘の経緯から見て、日本側は上陸した敵軍の中央に位置する部隊に対して正面から攻勢に出たらしく、まず菊池勢、竹崎勢、白石勢と波状的に攻勢をかけて菊池、白石勢は敵の撃退に成功していることがわかる。しかも日本軍は大将の命令での駆け引きには従わず、家ごとの単位で軍勢を進退させていたことも明白である。

竹崎はわずか五騎ということもあり戦局に何ら貢献していないばかりか、全滅の危機に瀕しており、白石勢が救援にこなければ、また乗馬を射られることなく敵陣に突入していれば、結局討死したであろうことは、季長自ら『詞書』に述べるところである。

このように同じ戦面で菊池勢に続いて突入していることが明白なのに、なぜ竹崎が「先懸」を主張しているのか理解に苦しむ。一度戦闘が収束したのちあらたに突入するものは、その都度「先懸」と認められたのだろうか。大将少式景資が侵攻してくる敵を、騎兵の行動

に適した場で待ち受けて一斉に反撃せよという指示も菊池をはじめ竹崎も守っていないし、その軍令を守らなかったからと処罰された形跡もない。また守護少式経資は弟の「日大将」景資から竹崎の先懸と負傷の報告を受けたにもかかわらず、幕府侍所への注進状には先懸を記載しなかった。戦功を直接受理した少式景資は、そこで調査を行わず守護である兄経資に上申したが、その後、証人その他の調査があり、季長の「先懸」は認められなかったと思われる。戦功を上申する武士の同所合戦人であるこの証人に対する守護の確認作業は、厳格を極めており、出頭して口頭審問か、起請文言を添えた請文を直接守護所に提出させて事実確認を行っていることが残された文書から明らかになっている。

- A) 蒙古人合戦勲功事、重有御尋子細、為御注進、今月拾日以前、  
可令差進御代官給之旨、御沙汰候也、恐々謹言、

建治元

十一月六日

(小田原景泰)  
景泰 (花押)

真玉又二郎殿

伊美兵衛二郎殿

都甲左衛門五郎殿

(豊後都甲文書)

- B) 豊後国御家人右田四郎入道道円代子息弥四郎能明申、  
今年六月八日蒙古合戦之刻、自身並下人被疵由事、申状如此、  
彼輩防戦之振舞、発向之戦場、各々証人云々、所申無相違否、  
非縁者同心儀者、載起請詞、分明可注進之、証人散状者、  
直可被付守護所也、依執達如件、

弘安四年十二月二日

(大友頼泰)  
前出羽守

古後左衛門尉殿

帆足兵衛尉殿

(筑前右田文書)

A は、蒙古合戦における戦功認定について、戦功を申立てた武士から証人とされた三人の武士に対して代官を守護所に出頭させるように通告した守護代の書下である。B は、弘安役の戦功認定で、豊後国御家人右田氏が六月八日の合戦で申告した負傷について、その状況を起請文言を添えて直接守護所に提出するように証人に指示したものである。右田氏が申告した戦功について疑義が生じたものか、証人二名と口裏合わせを警戒したものと思われる。いずれにしても同様の史料はかなり残されており、蒙古合戦の戦功認定で厳格な審査を行っていたことが明瞭に看守されよう。これは、下文発給の主体である将軍をはじめとした幕府首脳が鎌倉にいて最終的な恩賞給付を行うためには、現地の守護が十分な審理を実施して戦功の確認を幕府が書面審査だけで行えるように整える必要があったためである。

ここでも戦功認定手続き上の証人が不可欠の役割を果たしていたことが明らかである。



竹崎季長の場合も、このような証人への聞き取り調査が行われたと考えるのが自然である。菊池と白石の証言から、菊池の突入から間もない竹崎の敵陣への突撃は、「先懸」と認められなかった可能性が高い。「日大将」少式景資に申告しても、守護である少式経資が幕府へ竹崎の先懸を報告しなかったのは、現地の審査で、菊池の先懸が認められ、季長の先懸は認められていなかった結果と思われる。先懸とは、対陣している敵味方の矢戦だけの膠着状態を破って先頭を進んで敵陣に突入することで全軍の士気を高めるといふ大きな意義があり、同じ戦面で一度味方が撃退した敵陣に再突入したことが「先懸」と認められたとは考えにくい。おそらく長門国守護代三井氏の紹介で恩賞奉行安達泰盛に面談したことで、過大な恩賞が与えられる結果になったのではないだろうか。

蒙古合戦の恩賞については、勲功が認められても恩賞沙汰が下されるまで長年月が経過している相良家の例もある。相良家では蒙古合戦に参戦した当主が死没後に幕府から勲功の沙汰があるであろうとの御教書が発給されており、戦後十年を経て当主が死亡しても恩賞沙汰が実施されていなかった事実がある<sup>16)</sup>。また肥前神崎荘は多数の武士に籤によって分割して与えられたがその狭小さに不満があったことは言うまでもない。討死、分捕、先懸といった戦功の中では討死が最も重視された戦功だったことは疑いない。竹崎季長の場合は守護少式経資が判定したように負傷が認められたのみであるから、討死が多く敵方武士の闕所があり得ない蒙古合戦で恩賞が与えられる可能性は限りなく低かったというべきである。長門国守護代三井氏の紹介で、肥後国守護でもある恩賞奉行安達泰盛に直訴したことが海東荘を恩賞として与えられた理由であろう。安達泰盛が霜月騒動でほろんだ後の作成にかかる『絵詞』に書き載せられてはいないが、守護代三井氏から安達への挙状ないし添状があった可能性は想定してよいのではないだろうか。季長姉婿として季長と同所合戦で参戦した三井資光は守護代一族であるので、季長の戦功について詳細を、長門守護代から恩賞奉行安達宛書状にした可能性は否定できないだろう。つまり、恩賞に関する限り、『絵詞』に描かれる季長の恩賞給付は、蒙古襲来に参戦した御家人の一般的な参考とすることは難しいのである。竹崎季長が肥後国海東荘を恩賞として与えられた事実は、「先駆」や「手負」という戦功が認められたためではなく、軍忠と恩賞との関係としての通例と理解することは適当ではないということになる。また『蒙古襲来絵詞』後半の弘安の役では、季長は蒙古軍の首二級を持参して、口頭でその経緯を述べそれを書き取り文書化する「執筆」なる人物が描かれている。

本人作成の軍忠状制度ではなく、従来同様、首実検と戦功の口頭申請を大将側で文書化が行われている事実を示している。

一方で、証人請文が制度化しているように、戦功申請が証人証言と一致しない場合は、申請者の申状が作成され、やがて証判形式の軍忠状制度が成立したことは間違いないだろう<sup>17)</sup>。

### 3. 分捕切捨法

蒙古襲来の戦功認定をめぐる証人請文制度と、それに続いて軍忠状が成立した後、敵首の獲得を臨時に禁止して別の方法で戦功を認定することが行われた時期がある。それが、合戦の臨時法として発布された南北朝初期の分捕切捨法である。

吉河彦次郎経久申軍忠事、

- 一 今年二月廿八日、南都御合戦之時、於奈良坂東山致軍忠、追帰御敵畢、分捕事可為切棄之由被定法之間、於奈良坂切捨御敵一騎之条、高橋中務丞、長門四郎令見候了、
- 一 同三月十六日、天王寺御合戦之時、馳向安陪野致合戦、任切捨之法頸一取候了、且河匂左京進入道、薬師寺彦次郎令見知候了、
- 一 同五月廿二日、致合戦事、被射乗馬事、屋代彦六、豊田六郎所及見也、右、属于御手、致軍忠上者、給一見書為備後証、恐々言上如件、

建武五年七月日

藤原経久（裏花押）

進上 御奉行所

(高 師冬)  
「承 了 (花押)」

(吉川家文書)

分捕切捨法として知られるこの法は、南北朝初期の建武五年に発布されたことが知られているが、それ以前の合戦における敵首の取得について戦功認定手続きの中でどのような状況にあったかを再確認しよう。この軍忠状で「分捕事可為切棄之由被定法之間」と述べているので、足利方が建武五年二月二十八日以前に、分捕を切捨にするという法を発布したことが確実である。この奈良坂合戦は、奥州北畠顕家が大军で畿内進攻を目指して奈良に至って足利方と交戦した戦いの一つであった。しかし、分捕切捨法を示すこの軍忠状が作成提出されていることから、蒙古襲来を契機としてまもなく成立した軍忠状による上申をはじめとする戦功確認の文書制度は維持されていることがわかる<sup>18)</sup>。変更は、敵を倒したことを軍奉行などに確認してもらい、首は携行しないで切捨てにするという点にある。首実検は省略されたとみてよい。ただしこの法は、以後常に継続した恒久法ではなく、状況によって適用される臨時法であったとみられる。首実検は戦国時代でも原則行われているし、分捕切捨法のように、現認と証人だけの戦功認定は、敵が大军という状況でのみ適用される臨時法で、原則は敵首の取得携行後、大將軍奉行の首実検を行っている。重要なのは、切捨ての事実を確認する証人が必要だった点にある。

#### 4. 戦国時代

戦国時代は、南北朝時代を上回る一世紀にも及ぶ動乱の時代であったが、その時代相はもちろん一律ではない。上杉謙信と武田信玄の川中島合戦や、織田信長の桶狭間の合戦など戦国時代の後期に属する合戦は有名であるが、信頼できる文書史料は少ない。群雄割拠の戦国時代も最終レースに近い天下統一の少し前くらいからの時代での合戦の戦功認定についてどのように行われていたのか文書から確認すると、この時代には、軍事関係の文書の残存数は多くなるのだが、南北朝から応仁の乱くらいまでの合戦の古文書でその中心的な存在であった軍忠状は少なくなる。個人からの上申文書である軍忠状は姿を消し、代わって部隊全体の損害と相手に与えた打撃を一括して報告する形式のものに変化している。しかし、前代から

の敵の首を取得することによる戦果確認の方法は不変である。主君が家臣へ下す感状は若干発給されたようだが確かなものは少なく、代って、知行宛行状や安堵状などが多数見られるようになる。また戦国大名の家臣団統制が進むと、城下への集住が一般化した結果、軍勢催促状などは次第に見られなくなる。しかし軍忠状は個人の軍忠申告から全体の戦果を概観できるような一覧表的な注文形式が主流となり、個人ごとの申告は、蒙古襲来以前同様に口頭申告となったようで証判形式の軍忠状はみられなくなり、川中島、桶狭間、賤ヶ岳等戦国期末の有名な合戦の軍忠状は残されていない。

長篠合戦で織田信長が合戦直後、討取った武田方の首実検を行い、その首注文を作成して上杉謙信や長岡藤孝（細川三斎）に長篠合戦の勝利を伝えるとともにその写しを送っている<sup>19)</sup>（「細川家文書」天正三年五月二十六日付長岡藤孝宛織田信長書状・「上杉家文書」天正三年六月十三日付上杉謙信宛織田信長書状）。長篠合戦の首注文は、残っていないが、それをもとに記述されたと思しき『信長記』には、詳細な武田軍の部将の名前が列記されている。多数の捕虜の協力を得て人定作業が行われたはずであるが、誤りも含まれている。この合戦では周知のように、戦いの主役は鉄砲である。武田軍の多くは徳川・織田連合軍の「陣城」すなわち三重に構築された馬防柵への正面攻撃によって鉄砲に打たれて戦死したことが明らかである。武田軍の高名な部将馬場信房を打ち取ったことに対する岡三郎左衛門宛織田信長感状（「武家雲箋」天正三年七月二十日付岡三郎左衛門宛織田信長感状）は、平山優氏が指摘するように明白な偽文書で<sup>20)</sup>、個人の戦功を総大将が賞揚して恩賞地を与える体制ではなくなっていることがわかる。多くの有力部将が鉄砲によって戦死したので、織田徳川軍でも、誰の手柄かとわかるはずもない。鉄砲の出現は、手柄を、個人から集団へ移行させた結果を生み出したという意味でも画期的な兵器だったといえよう。

文禄・慶長の役で豊臣政権は、唐入りと称して大軍を朝鮮半島に出兵した。このうち、島津軍は明・朝鮮軍との戦闘で討ち取った敵の首級の数を記録すると同時に、切り取った鼻を塩漬けにして大樽に詰めて日本に回送したことが知られている。戦果確認の方法として用いられた後埋葬されたと伝えられる遺跡として京都の豊国神社西側に耳塚と呼ばれる供養塚が残されている。これは首級だと日本への輸送に不便だったことから採用された戦功認定方法だと理解されてきた。また文禄・慶長の役における日本軍の残虐性を示すものとして内外の批判の対象にもなっているのだが、従来から朝鮮軍が倒した敵の耳あるいは鼻を削ぎ取って戦果確認の方法としていたことが近年史料上確認されている。日本では、鎌倉末期以来、多数残されている軍忠状や注進状には、耳または鼻を戦果確認の方法として記載したものは管見に入らず、『平家物語』『太平記』などの軍記物語にすら記述がない。わずかに前九年の役を戦った源頼義が、晩年「耳納堂」と称する御堂<sup>21)</sup>を建立して戦死者の供養をしたことが知られるくらいである。「耳納堂」という名称からは、前九年役で耳削ぎが行われたことが推定されるが、『陸奥話記』や公家の日記にもそれに関する記載はない。文禄・慶長の役に突然日本軍がそのような方法を採用したのは、朝鮮軍が行っている方法を知り、日本本国への輸送に便利な方法であるとして模倣したのであろう。ただし、朝鮮軍が実施していた方法

では、左耳を削いで塩漬けにしていることが、李舜臣の報告書によって明らかである<sup>22)</sup>。村井章介氏が明らかにしたように、『壬申辰状草』『李忠武公全書巻二』にみられる朝鮮軍による左耳を削いで倒した敵数を確認する方法は、初戦のころの文禄元年六月十四日には確認される。日本側は、それより遅れて主に二度目の侵攻である慶長の役に鼻削ぎを行ったことが「島津家文書」をはじめ、参戦した島津家中の武士の残した書簡や記録でかなり明確に知ることができる<sup>23)</sup>。京都豊国神社西側に耳塚といわれるこの時の鼻を埋葬したという塚が残っているが、「島津家文書」及び参戦した島津家家臣団の記録では本来は鼻塚である。朝鮮軍の左耳削ぎと異なり、日本側が鼻としたのは、女性子供などの非戦闘員を戦果として殺害することを防止するため上唇から削いだ鼻を送ったものという。いうまでもなく首級そのものの送付が戦功確認の手段として最も確実だが、重量や容積の点で日本回送は困難で、当時の青壮年男子は鼻の下に髭を蓄えるのが習慣だったので、おそらく明・朝鮮側にもその傾向があったのだろう。この方法によって敵方戦闘員を倒した人数を確認しようとしたものと思われる。これは日本国内での長い慣例とは異なり、討ち取った相手の人定が不要になっていたことを意味する。

「島津家文書」に残る鼻削ぎの記録は、秀吉による朝鮮出兵の泗川の戦いにおけるものである。日本側は豊臣秀吉死去により至難の撤退作戦に移行する段階にあったが、秀吉死去が島津軍指揮官に知られていたかどうかについては公式には知らされていなかったとされている。しかしいち早く様々な手段で極秘の情報がすでに伝わっていた可能性はある。「島津家文書」に残る泗川の戦いにおける「討捕首注文」は、三万八千七百十七<sup>24)</sup>と三万八百十七<sup>25)</sup>と記録する二種類が確認されているが、豊臣政権の五大老からの慶長四年一月九日付島津宛感状には、前者の数が記されており、実数は後者であったことが判明している。三万を超える数値は実数とみられるが、これ以外にも首級を取らずに切り捨てにした人数がおびただしくあったというから、明軍の総数は二十万という数字を多少割り引くとしても日本ではめったにないような大軍であったことは疑いない。戦闘の経緯からは、城の陥落に伴う掃討戦や包圍殲滅戦ではなく、野戦の追撃戦という性格が認められ、その戦いの基本的状況から戦場を離脱した明兵も多数あったはずである。三万を超える首級の確認とそれ以外にも多数の切り捨てがあった事実から、想像を超える明の大軍が壊滅的損害を受けたことは容易に想像されよう。さて、戦国時代末期でも、戦国大名は家臣団編成の過程で支配力を強化し、鎌倉、南北朝期とは発給者と受給者の関係が大きく変化しているが、やはり感状は発給されている。この時の島津軍は、豊臣政権の命令によって朝鮮で戦っているのだから、その戦功として具体的な報告をする必要があった。島津家文書に残る「鼻数注文」は明・朝鮮軍を倒した実数の報告ということで、人定確認が不要とされた事例といえることができるだろう。戦国時代も末になると、戦功の証人の重要性がみられなくなる傾向が明確になり、平安以来の戦功認定方法の大きな変化である。

## おわりに

合戦における戦功の認定制度は、平安中期から鎌倉幕府成立を経て蒙古襲来に至るまで、本人の口頭申請と大将側の文書化であったが、最初の認定方法の変化は、蒙古襲来を契機に、本人が作成する文書の申告による審査に変化したことである。しかし前代に続いて、戦功認定には証人が不可欠であったこともわかる。また証人も口頭だけでなく、起請文言を記した請文をもって証言をすることが義務付けられている。つまり、第一回目の戦功認定手続制度の転換は、蒙古襲来を契機とした軍忠状を中心とした文書認定制度の確立である。次の認定制度上の大きな転換点は南北朝初期であり、臨時法とはいえ敵を倒した事実を証人に確認してもらえば、敵首不要の場合が認められる大きな変更が認められた。当然ながらこの臨時法が適用される戦場においては、首実検は行われなかったであろう。次いで大きな変化が認められるのは、戦国時代末期に至って鉄砲が大量に使用されるようになってからと思われる。応仁の乱以降個人の軍忠状が数を減らしながらも西国大名ではなお存在していたが、並行して部将の配下全体の戦果と被害を注文形式で大将に報告するものが増加していく。鉄砲の出現と大量使用による合戦の様態が変化したことで、戦功が個人から部隊へと移行していったと思われる。この三回目の転換期では、証人制度は鉄砲以外の鎧合せなどではなお残存するが、戦功認定手続全体では、重要な意味を失っており、制度的手続としての戦功確認の証人制度はなくなっている。これは、平安時代以来の戦功認定制度の最後の大きな転換期ということができよう。戦功認定手続は、以上のように三度の転換期があったと結論できよう。

## 註

- 1) 漆原徹『中世軍忠状とその世界』（吉川弘文館、1998年）他
- 2) 新井孝重『蒙古襲来』（吉川弘文館、2007年）当時の合戦での受傷の治療の実態については、新井孝重氏によって興味深い実態があきらかにされたが、医学的・科学的な根拠があるとは思えない呪術的な水準で、抗生剤などもないので、内臓に重大な損傷がなくても化膿し、敗血症になって死亡する場合も多かったとされる。
- 3) 一例として、「相良家文書」文和四年四月五日付相良式部丞跡宛、足利尊氏袖判一色範氏恩賞宛行状に、「為討死之賞」日向国三俣院他に田地計五十町を宛行っている。
- 4) 「曾我文書」元弘四年正月十日、曾我乙房丸代道為軍忠申状に槍の受傷例がある。（佐藤進一、1972年）
- 5) トーマス・コンラン「南北朝期合戦の一考察―戦死傷から見た特質」（『日本社会の史的構造』思文閣出版、1997年）
- 6) 服部英雄『蒙古襲来』（山川出版社、2014年）
- 7) 『平治物語』「待賢門の軍の事」
- 8) 『吾妻鏡』文治五年九月七日条 奥州合戦の際に、藤原泰衡の部将由利八郎生け捕りの勲功をめぐり、梶原景時、次いで畠山重忠が、由利自身に彼を馬から引き落とした鎌倉方武士の鎧の糸目の色を尋問している。

- 9) 「熊谷家文書」建武四年八月日 野本朝行子息鶴寿丸軍忠状
- 10) 『保元物語』「白河殿へ義朝夜討に寄せらるる事」
- 11) 『竹崎季長絵詞』四段
- 12) 服部英雄 註6 前掲書
- 13) 佐藤鉄太郎『軍事史学』五十二卷二号、2016年
- 14) 「大友家文書」建治元年七月十七日関東御教書案
- 15) 佐藤鉄太郎 註13 前掲書
- 16) 『相良家文書』正応五年十二月一日相良六郎宛関東御教書、同日相良九郎宛関東御教書
- 17) 漆原徹 註1 前掲書
- 18) 漆原徹 註1 前掲書
- 19) 「上杉家文書」天正三年五月二十六日付上杉謙信宛織田信長書状、「細川家文書」天正三年六月十三日付長岡藤孝(細川三斎)宛て織田信長書状
- 20) 平山優『長篠合戦と武田勝頼』(吉川弘文館、2015年)
- 21) 『古事談』
- 22) 『壬辰状草』
- 23) 村井章介『世界史の中の戦国日本』(筑摩書房、2012年)
- 24) 「島津家文書」慶長三年十月一日、豊臣氏五奉行連署状案、於朝鮮国泗川表討捕首注文之事、
- 25) 『薩藩日記雑録後編』卷四十二、こちらの首数が正確であったことは村井章介 註23 前掲書

## 参考文献

- 石井進『鎌倉幕府』(中央公論社、1965年)
- 漆原徹『中世軍忠状とその世界』、(吉川弘文館、1998年)
- 遠藤巖「奥州管領おぼえ書き一特に成立を巡る問題整理一」(『歴史』三八輯、1969年)
- 小川信「南北朝内乱」(『岩波講座 日本歴史 中世2』岩波書店、1983年)
- 小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、1983年)
- 川合康『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、2004年)
- 近藤好和『中世的武具の成立と武士』(吉川弘文館、2000年)
- 漆原徹「合戦と軍忠状」『今日の古文学』中世3所収(雄山閣、2000年)
- 近藤好和『弓矢と刀剣』(吉川弘文館、2003)
- 佐藤進一『南北朝の動乱』(中央公論社、1972年)
- 境伸太郎「南北朝期の九州における合戦の様相」(『七隈史学』七号、2006年)
- 釈迦堂光浩「南北朝期合戦における戦傷」(『内乱史研究』十三、1992年)
- 鈴木真哉『鉄砲と日本人』(洋泉社、1997年)
- トーマス・コンラン「南北朝期合戦の一考察—戦死傷からみた特質—」(『日本社会の史的構造』、思文閣出版、1997年)
- 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』(東京大学出版会、1998年)
- 花田卓司「観心・文和年間における室町幕府軍事体制の転換」(『立命館文学』第六二四号、2012年)
- 平山優『長篠合戦と武田勝頼』(吉川弘文館、2015年)
- 村井章介『世界史の中の戦国日本』(筑摩書房、2012年)
- 吉田賢司「室町幕府軍制の構造と展開」(吉川弘文館、2010年)